

GEKIMIN 元気な民商ニュース

NO. 722

発行:北 区 民 主 商 工 会

住所:北 区 豊 島 2-13-7

電話 3913-6632

商工新聞今週の読みどころ ▼ 商売繁盛…1面 ▼ 経営プラス…1面 ▼ 私たちの主張…2面 ▼ 申請型換価の猶予実現…2面
▼ 建設短信…3面 ▼ ミニ情報…3面 ▼ 融資補助金獲得へ…4面 ▼ 北から南から…5面 ▼ いのちを紡ぐ食…6面 ▼ 視点…7面 ▼ FC…8面
ホームページ <http://minsyou.sub.jp/> Eメール kitamins@minsyou.net

民商まつりに約8千人が参加 地域業者が 商売アピール

11月4日(日)飛鳥山公園を会場に、第36回民商まつりを開催、約8千名が参加しました。週間予報では晴天続きのはずでしたが、時おり霧雨の降る予想外の天候にドキドキしながらの開催となりました。

い石田さんと、青年劇場の八代さん、意気もピタリの開会合図。オープニングは豊心太鼓の元気な太鼓、そしてサイクロンズのキッズダンスと、可愛い子供たちが舞台を盛り上げてくれました。



小雨の中でまつりスタート!



お店の味をお試し価格で:ラ・カサワ

裏方の要、多々見さんが率いるレイヤーオブジエネレーションの迫力あるロック&ブルースに続き、赤羽三振隊(三線隊)の沖縄三線演奏、日本でただ1人のステージジャグラー、ストリート松浦さんと舞台はバラエティ豊かに進行して行きます。ラストは彩シヨルさん。14才の初ステージが民商まつりだった彼女が大人となり、迫力ある歌声でトリを務めてくれました。

模擬店では25店の飲食ブースが、それぞれの美味しい味を提供、売り切れになるお店も続出し、来場者の舌とお腹を満足させていました。八巻置工業さんと坂川建築さんの工作コーナーは、子供たちに大人気!特に手裏剣で障子破りは大人も楽しそうに遊んでいました。弁護士・行政書士会・ケースワーカーの相談会も、事前チラシの効果で相談者が途切れず、開業相談

浮間	100枚	王子	20枚
赤北	0枚	豊島	172枚
赤羽志茂岩	250枚	北南	155枚
赤稲	30枚	滝野川	120枚
桐ヶ丘	60枚	西ヶ原	10枚
東神	150枚	直属	8枚
十条	160枚	合計	1235枚



障子に手裏剣:魅力的な集客♪

で会員対象者も訪れました。そして最後は電動自転車などが当たる抽選会、番号が発表される度に、歓喜と残念の声が交差し、来場された方々に店の味や商売をアピールしながら、一日喜んでもらえる催しになりました。

11月8日(木)には、拡大理事会の中で、まつり総括会議を行います。次回はそこでの意見と、もつとたくさんの写真をご紹介しましょう!お楽しみに♪



お得なセットで人気:インドのライオン



宮崎島を備長炭で:まる吉



ネパール&ブラジルBBQ♪



キャベツと焼きそばたっぷり広島焼



牛筋カレーとビーフシチューは人気の品

税務署交渉

10月30日(火)民商も加盟する、3・13重視反北北区連絡会で王子税務署交渉を行いました。民商からは尾藤会長と鳥居事務局長が参加しました。

王子税務署では最近、調査担当官が「収支内訳書の提出が無い事」を理由とする運用規則違反の税務調査が行われようとしていました。現在、規則違反の調査は中止せよと交渉中。この事から、今回の交渉は税務調査の基本の確認を中心、滞納問題も含めての交渉になりました。主な要望と税務署の回答は以下の通りです。

◆帳簿類を税務署に留置(持ち帰る)事について
回答・留置(持ち帰る)必要を説明し、納税者の理解と協力が得られた時に初めて持ち帰れる。納税者が断っているのに強制的に持ち帰ることは出来ない。

◆「収支内訳書の提出が無い事」での税務調査は行わない事
回答・税務調査は総合的に勘案して行うもの。「収支内訳書」の提出が無い事のみを持って調査する事は出来ない。「収支内訳書」の提出が無い事で「不利益を与える事

はない。」
回答・行政指導に従わない事をもって不利益を与えるような事は出来ない。懲罰的な税務調査はしない。

しない。

◆行政手続法32条2項「お尋ね文書」(行政指導文書)に協力しない事を理由に不利益な扱いをしてはならない」とされているが

回答・行政指導に従わない事をもって不利益を与えるような事は出来ない。懲罰的な税務調査はしない。

◆事前通知を伴わない、納税者を税務署に呼び出しての税務調査は止める事
回答・来署依頼の税務調査は実地調査ではないので、事前通知の必要はないと解釈している。しかし、その来署依頼に応じない事で直ちに強制調査に移る事はしない。来署いただけなかった場合はその調査は一旦中止になり、必要な場合は改めて事前通知を行ったうえで実地調査を行う。

◆金融機関や取引先などへの反面調査は、取引停止など仕事への影響が考えられるので行わない事
回答・反面調査は納税者が非協力的であったり、本人聞き取りだけではどうしても不明な点があるなど、客観的に止むを得ない場合に限られる。税

務調査に入る前の資料収集としての反面調査は行わない。

◆税を滞納している事業者の声を耳を傾け丁寧な対応をして下さい。

回答・個々の実情を十分に把握した上で、親切、丁寧な対応に努めます。納税の猶予など、納税緩和措置についても、個別の具体的な事情を勘案して対処します。

以上が主な交渉の結果

北区 産業振興課と懇談

10月31日(水)北区産業振興課と来年度予算

要望での懇談を行いました。参加者は、尾藤会長と宇津木副会長と事務局長の3名です。主な要望項目と回答は以下の通りです。

▼北区でも区内小規模企業の位置付けを明確化し、その振興を経済施策の中心に据える「北区中小企業振興条例」を制定して頂きたい。の回答は「北区では産業活性化ビジョンを制定し中小企業振興に取り組んでいます。が、東京都が中小企業振興条例制定の方向を打ち出しているので、今後推移を見ながら北区でも

検討していきたい。」
▼地元中小業者への支援策として、店舗の改装や備品購入費用などを補助する商店版リフォーム助成制度の地域経済波及効果が評価され多くの自治体に広がり、2017年度は足立区でも創設されました。北区でも来年度こそ経済振興施策として創設して下さい。では北区としても個店の支援は重要と考えています。元気な個店の集積が商店街活性化にもつながります。産業活性化ビジョンでも後継者支援を位置づけており、引き継ぎ上で店舗設備改修支援も



でした。税務調査でも滞納徴収にしろ、税務署員は税務運営方針で納税者の理解と協力の上で行わなければならない。そのために親切丁寧な対応に務め、いやしくも強制的と取られることのないように接しなければなりません。」とされています。この税務運営方針に反する様な事例があった場合には、直ぐに民商に相談して下さい。

第12回東京地方自治研究会

憲法を守り、いかし 地方自治が 生きるまち 東京を

日時: 12月9日(日) 9:30~16:30 (参加費無料)

会場: 明治大学 駿河台キャンパス リバティータワー

①分科会…地域医療構想と公的医療の役割 ②我が事丸ごと共生社会のわらいと課題 ③セーフティネットのあるべき姿 ④保育・子育て ⑤中小企業・中小商工業、地域経済 ⑥いつまでも住み続けられる私たちのまち東京 ⑦どうする? 憲法改憲発議を許さない野党と市民のたたかい ⑧子供たちの生活と発達を保障するために、学童保育・小学校の連携など最善の居場所づくりを 講座「公共サービスの産業化で問われる自治体のあり方」 参加ご希望の方は民商へ ☎3913-6632

必要と考えています。研究していきたい。」と前向きな回答がありました。民商からは後継者問題に限らず、既存の店舗が使えるような制度を考えて欲しいと要望しました。

▼区内業者が行う商談会や消費者向け展示会などで、商品販売を伴う催しにも屋内施設の使用が出来ると、施設管理者に要請して下さい。への回答では、「民商さんだけではなく他からも上がっています。特に北とびあ展示ホール」の要望が強く地域振興課には伝えていきます。この回答でした。実現に向けて他団体との連携も探る必要があると思われました。

その他、北区の産業活性化について様々に意見交換を行いました。産業振興課でも地元中小業者の支援について「大手チェーンやネット通販と競合する中で、それらが出来ない事をしていかなければならない個店の努力は本当に大変、そこを行政としても出来るだけ応援して行きたい。」とそのために地域産業に関わる様々な方と知恵を出し合いたい。」と率直に語られました。民商も引き続き定期的な意見交換をお願いします。

お知らせ

◆法律相談
11月14日(水)
午後2時、民商会館
※要予約

◆虹の会
11月21日(水)
夜7時、民商3階

◆大腸がん検診受付開始
只今受付中
切12月7日(金)
詳しくは折込のチラシで

◆東婦協婦人部学校
11月23日(祝)
東商連会館3階
午後1時~4時
笑いヨガで健康UP♪
参加希望者は北区民商へ

2018年 オータムセミナー
相続・遺言・葬儀
11月18日(日) 午前10時より
赤羽文化センター 2学B
講師: 山下司法書士・縁生舎半谷さん
誰でもいつかは訪れる終末。今元気なうちに準備して置いた方がよい事など、事業者向けのセミナーです。

記帳学習会
今後の予定

民商会館 2時~5時
11月13日(火)
赤羽文化 2時~4時
11月22日(木)
赤羽文化 2時~4時
12月20日(木)
※12月20日は、年末調
整学習会も行ないます。